

札幌駅前通地下広場 利用規約

札幌駅前通地下広場は、札幌の目抜き通りにふさわしいにぎわいを創出することにより、集客交流の活性化、新たな産業の育成及び独自の都市文化の創造を図り、市民生活の質の向上に寄与するために設置された広場です。この地下広場を利用する皆さまにおかれましても、利用者1人1人が地下歩行空間のにぎわいや景色を創りだしていることをご理解いただき、誰もが気持ちよく利用できる魅力的な空間づくりにご協力くださいますようよろしくお願い致します。

1 利用申し込みについて

- ・利用申し込みは利用日の**6ヶ月前の1日**から可能です(1日が土日祝の時は、次の平日になります)。
- ・1回の電話につき、連続する日程1期間のみ仮予約の受付をします。(別日程も予約する場合は、電話をお掛け直しください)。
- ・受付時間は**平日9:00~17:00**です。※仮予約は電話でのみ受付させていただきます。
- ・利用受付は原則先着順ですが、広場の目的との兼ね合いや、継続性・規模などから優先順位を判断する場合があります。
- ・憩いの空間は、**重複予約はできません**。1回のご利用終了日の翌日より、次の利用受付を行います。
- ・グループで憩いの空間をお申込みの際は、**参加者リスト**をご提出願います。申請者及び参加した全員の方1回の利用とみなしますので、これらの方の**重複予約や名義貸し等は出来ません**。このような行為が確認された場合、施設の利用承認を取り消すことがあります。「憩いの空間の予約方法について」も必ずお読みの上お申込み下さい。・設営日も有料となりますので利用期間に含めて計画し、お申込み下さい。

【ご利用の流れ】

①電話での事前相談・仮予約

①**事前相談(仮予約)**:ご利用予定日の**6ヶ月前の1日(土日祝を除く)**より受け付けます。電話で利用希望日、イベント概要、空き状況を確認した上で仮予約をしていただきます。

②申請書提出(減免申請)・申込完了

②**申請**:申請書にご記入の上、仮予約をした日を含め3営業日以内にFAXか郵送またはホームページの申込みフォームより、ご提出ください(仮予約後3営業日以内に申請書のご提出がない場合は、予約を取り消す場合もございます)。貸出備品のご予申請書類の到着順に承ります。当社がイベントの詳細・使用備品などについての確認を行い、利用を決定後、ご利用日の順に請求書をお送りします(減免申請がある場合は、減免決定通知もお送りします)。

③利用料金のお支払い

③**料金のお支払い**:請求書到着から2週間以内に振込または現金にてご入金ください。※申込から利用日までが2週間以内の時は、利用日の前々日をお支払期限とします。「必ず請求内容をご確認の上お支払ください」

④利用承認書発行

④**利用承認書発行**:ご入金確認後、利用承認書を発行いたします。※お支払期限までにご入金を確認出来ない場合、予約を取り消させていただく場合がございます。なお取消に際して発生した申請者の損害については、弊社では一切責任を負いません。※利用期間中は利用承認書を必ずご持参ください。

⑤事前確認(資料の提出)

⑤**事前確認(資料の提出)**:出展者リストと出店者全員分のショップカードは利用予定日の1か月前までに提出してください。また交差点広場を利用される方は上記のほか会場図面をご提出ください。利用予定日の1週間前までに、搬入・搬出経路やエレベーター使用の有無について等の最終確認をいたします。提出していただきます。

⑥利用日当日・イベント等の実施

⑥利用期間中は利用承認書をご持参ください。

⑦追加備品の精算(備品請求書発行)

⑦**追加備品**:ご利用当日お支払いいただくか、イベント終了後、備品使用料請求書をお送りします。請求書到着後2週間以内に振込または現金にてお支払いください。

■利用時間■

交差点広場・憩いの空間

- 6:00～24:30（それ以外の時間、本施設は閉鎖されます。） ※映像装置放映時間 7:00～22:00
- ・利用時間は、設営・撤去の時間も含んだものとします。平日の朝8:00～9:00の通勤時間帯の搬入作業はできません。それ以外の時間も通行者に気を付けて作業を行うようにしてください。
 - ・備品等は事前に行うイベント打合せの際に、引渡し時間の確認を行い、当日常置場301で引渡します。
 - ・常置場301は9:00～11:00、17:30～20:30はスタッフが待機しています。それ以外の時間帯は当社（011-211-6406）までご連絡ください。

■利用期間■

憩いの空間の利用期間は最長連続7日間としますが、以下4つの条件を満たすものについては考慮します。

- ①広場の設置目的を最大限発揮し、かつ継続的な利用が見込める事業及び催物。
- ②広場管理者若しくは道路管理者・指定管理者が主催又は共催する事業及び催物。
- ③広場全体を利用した大規模な事業及び催物。
- ④その他札幌市長が必要と認めた事業及び催物。

■広場における禁止行為■

広場における以下の行為は条例で禁止されております。但し、⑦～⑩においては、当社が許可した場合には可能です（一般的な商業施設とは異なります）。

- ①施設、備品等を壊したり、又は汚したり、傷つけたりすること。
- ②喫煙及び火気を使用すること。
- ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- ④騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる 行為をすること。
- ⑤非常時における避難の際に支障となる囲い、ついたてその他の物品を設置すること。
- ⑥ごみ、空き缶等の投棄や悪臭を発生させること。
- ⑦興行、展示会、集会、競技会その他これらに類する行為をすること。
- ⑧物品その他の物を販売、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- ⑨広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- ⑩業として写真、映画等を撮影すること（事前のご相談に基づき、取材については取材届を、映画等を撮影する場合は、利用承認申請書ならびに作業届出書をご提出いただきます）。
- ⑪自転車及びスケートボード、キックボード等の遊具を使用すること。
- ⑫動物の持ち込み（盲導犬、介助犬、聴導犬及びかご類に入れたペットを除く）。
- ⑬みだりに占拠したり、立入禁止区域に立ち入ること。
- ⑭その他、広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止すること。

■利用の制限■

次の事項に該当する場合、または「おそれがあると認められる」場合は、利用の申請を不承認とさせていただきます。また、当社はこのために生じた損害賠償の責任を一切負いません。

- ①公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合。
- ②施設、備品等を壊し、又は滅失するおそれがあると認められる場合。
- ③暴力団またはその構成員が利用しようとする場合。その他、暴力団の活動の利益となる利用の場合。
- ④過去に名義貸しや偽名により指導や承認取消処分を受けた方が利用する場合。
- ⑤その他広場の管理運営上支障があると認められる場合。

2 利用料金について

■利用料金の支払い■

- ・ご利用料金のお支払いは、原則前払いとさせていただきます。
- ・申請書を受け付け、利用決定後に請求書を発行いたしますので、請求書到着後**2週間以内**にお支払いください。
(※領収書が必要な場合は、当社までご連絡ください。宛名は申請者または団体、事業所名と同一になります。
銀行振り込みにてお支払いの場合は必ず振込明細書をお受け取りください。)
- ・ご入金確認後、「**札幌駅前通地下広場 利用承認書**」を発行いたします。

☆減額制度について☆

市民が主体となって開催される非営利の事業や、官公庁の主催・共催で行う事業で、広場の目的に寄与する事業と認められた場合など、利用料金の減額(5割)が適用になる場合がありますので、ご相談ください。

■利用の変更及び取消■

- 利用承認の取消** ※下記に該当する場合は、利用承認を取り消させていただく場合がございます。
 - ・上述「利用の制限」に該当する場合。
 - ・利用者が利用承認等の条件に違反した場合。
 - ・利用者が札幌駅前通地下広場条例又はこれに基づく規則に違反した場合。
 - ・偽りその他不正な手段により利用承認を受けた場合。
 - ・公益上やむを得ない事由が生じた場合。
 - ・指定期日までに利用料のご入金を確認できない場合。
 - ・利用申請書に記載の利用目的等に著しく違反して利用するおそれが生じたとき、又は申請内容と内容が異なる利用を行った場合。
 - ・災害・事故その他非常の事態の発生により、施設の改修、機械又は設備の修理等を緊急に行う必要が生じたとき。
 - ・地下歩行空間において緊急に公益上の施策・事業を実施する必要が生じたとき。

○利用者の自己都合による変更及び取消

- ・申込後、申込者の都合により利用日・場所等を変更される場合や、申し込みを取り消される場合は、速やかに当社までご連絡ください(連絡後、こちらから変更・取消に関する必要書類をお送りします)。
- ・変更の内容によりましては、取消扱いとさせていただきます。また、取消の際には、既に入金済みの利用料金をキャンセル料に充当させていただきます。

取消の理由	利用広場	取消申告時期	キャンセル料
<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他利用者の責に帰することのできない事由によって利用不能となった場合 ・公益上やむを得ない事由が生じた場合 	全広場		なし (既納の利用料金につきましては返還いたします。)
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の理由による場合(利用者の自己都合) 	北3条交差点広場 北大通交差点広場	利用承認日から利用日の 30日前まで	利用料金の50%
		それ以降	利用料金全額
	憩いの空間 大型映像設備	利用承認日から利用日の 15日前まで	利用料金の50%
		それ以降	利用料金全額

○災害時等の対応

- ・本施設は都市再生特別措置法(平成14年法第22号)に基づく都市再生安全確保計画制度による、都心における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避施設(一時滞在施設)に位置付けられています。災害発生に伴い、広場の利用を中止することがございます。広場利用時に災害が発生した際には、指定管理者の指示に従い、安全確保に努めていただきますようお願い申し上げます。
- ・災害、事故、その他非常の事態の発生により、広場の安全確認、改修、設備の修理等を緊急に行う必要が発生した場合又は緊急に市民を対象とする公益上の施策・事業を実施する必要が生じた場合等、利用者の責に帰することのできない事由によって利用不能となった際につきましては、その期間中の利用料金を返金させていただきます。ただし、利用承認申請書に記載された利用開始時間を広場利用の基準開始時間とし、利用時間中に災害が発生した場合においては、当日の利用料金は返金いたしません。

3 施設利用上の注意点

■関係法令の遵守■

イベント等を実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は利用者側が必要な手続きを行ってください。

主な関係行政機関は以下のとおりです。

- ・食品等の提供・販売に関するお問合せ : 札幌市保健所 中央衛生担当課 011-511-7227(別紙参照)
- ・アルコール類の販売に関するお問合せ : 札幌北税務署 酒類指導官 011-707-9259(別紙参照)
- ・施術・健診等に関するお問合せ : 札幌市保健所 医療政策課 011-622-5162
- ・消防の取扱いに関するお問合せ : 札幌市消防局予防部指導課 011-215-2050

※関係機関の許可が必要な場合は、併せて別途当社の承認が必要です。関係機関の許可条件と地下広場利用規約が合致しない場合、実施できない場合があります。

■火気等の使用について■

裸火およびストーブの使用は禁止ですが、加熱機器等については持込可能な場合もあります。事前にご相談ください。使用方法や使用可能電力量に制限がありますので、利用の際は必ず申請してください。ただしその器具を使って調理を行うことはできません(お湯を沸かす行為も調理と見なされます)。なお、**地下歩行空間内は全面禁煙**です。

■臭いについて■

イベントの際に臭い、煙等を発生する恐れのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を考慮し、持ち込み、設置できません。揮発性の溶剤は持込禁止です。

■音量について■

音楽イベント、音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。館内放送が聞こえにくくなる等、歩行空間の運営上支障がある時や、他の利用者や通行者への影響から、**音量の上限を75db**までとさせていただきます。予めご了承ください。

万一、事前協議と異なる内容のプログラムが催された場合や、通行者や周辺の店舗、事業者等から苦情が寄せられた場合は、催事を中止していただく場合もありますのでご注意ください。なお、中止に伴う損害につきましては、当社は一切の責任を負いません。

★「憩いの空間」はマイク・音響装置等の利用はできません(ポータブルCDプレイヤー等軽度な物は可)。

■貸出備品・持ち込み物品について■

・備品を利用する場合は申請が必要です(数に限りがありますので、お早めにお申込みください)。

また貸出備品は地下広場内のみのご利用とさせていただきます。

・パネルセット、ワゴン、展示ボックス等の重量物は1人での持ち運びは危険ですので、必ず2人以上で行ってください。

・パネルセットに直接粘着の強いテープ貼りや釘打ちなどは出来ません。

・延長コードは各自でご用意くださいますようお願いいたします。

※持ち込み物品については、事前に申請書にご記入ください。

・**複数日にまたがるご利用の場合、利用場所の備品等は毎日撤去してください。**持込什器については、カゴ台車(荷台寸法W900mm×D600mm×H500mm)を1日500円で貸し出していますので、こちらをご利用ください。**なお貴重品・商品等は一切お預かりできません。万一商品等が発見された場合は、利用承認を取り消すことがございます。**設置物や備品の撤去が難しい場合は警備員を配置していただく必要があります。事前にご相談ください。

※電気関係設備の持ち込みは特別設備等承認申請書の提出をお願いすることがあります(申告された総ワット数が許容電力量を超える場合には、使用の制限をさせていただきます)。

■利用時の会場管理について■

- ・備品庫にスタッフがいない時間帯に利用開始、終了する際は必ず当社011-211-6406までご連絡ください。
- ・利用期間中は、当社から発行した「札幌駅前通地下広場 利用承認書」を必ずご持参ください。
- ・承認を受けた範囲のみ利用することとし、それ以外の空間を利用、占有することは一切できません。
- ・広場のご利用時間中は原則として最低1名は弊社が承認を出した区画に常駐し、通行者の安全確保、利用場所内の金品や貴重品の保管に留意し、防犯を心がけてください。
- ・来場者が通路上(白い床タイル部分)や視覚障害者用誘導ブロック上に立ち止まることのないよう、誘導員もしくは警備員を必ず配置し、来場者に注意を喚起するようにしてください。

■注意事項■

- ・利用中及び設営撤去の際の安全確保は各自で行ってください。
- ・会場警備や来場者の整理・避難誘導は利用者の責任で行ってください。イベント内容・集客見込人数等によっては、警備体制を整えることを利用の条件とする場合があります。
- ・会場警備が不十分な場合や道路区域の通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に利用を中止していただくことがあります。この場合、中止に伴う損害につきましては、当社は一切の責任を負いません。
- ・利用者が施設・設備・備品・第三者等に損害を与えた場合、また施設等の利用に伴う通行者との接触等人身事故(ケガの有無を問わず)及び物品等の盗難・破損等の全ての事故等が発生した場合、速やかに当社へご連絡ください。またその責は利用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。
- ・販売をする場合は、レシート・領収書・ショップカードを必ず渡してください。返品・交換の対応ができるように責任の所在をはっきりさせ、お客様とのやり取り、クレーム等それぞれのトラブルについては、利用者側で対処してください。
- ・地下歩行空間は地下埋設施設という性質上、水漏れなど不慮のトラブルが発生する可能性があります。これより、利用者が持ち込んだ物品の破損などがあった場合、当社は一切の責任を負いません。
- ・本施設に給排水設備はありません。トイレ・洗面所での給排水はできませんので、予めご了承ください。
- ・憩いの空間では周辺利用者や通行者への影響を考慮し、着ぐるみ、マッサージ、美容系、音楽等パフォーマンス系のイベントは禁止させていただいております。
- ・管理の必要上、イベント時間中に写真を撮影したり、ブースに立ち入り説明を求めることがあります。
- ・商標権や著作権を侵害しているもの、疑われるものを持ち込まれていた場合、関係機関に通報することがございます。
- ・その他、当社及び警備員の指示に従ってください。従っていただけない場合は、地下広場における適切な管理・営業上の支障になると判断し、即時ご利用を中止していただくとともに、次回の貸出を不承認とする等の対応をさせていただきます。
- ・申請書に記載された個人情報、当社の業務以外には使用いたしません。

■搬入・搬出動線について■

- ・ 会場搬入・搬出の際は周辺交通事情を考慮して行ってください。接続ビル内や地下鉄コンコースを使った搬入・搬出はおやめください。
- ・ 地下歩行空間内のエレベーターは原則利用できません。エレベーターの使用が必要な場合は、事前に当社と十分な協議を行った上、作業届出書を提出し許可を得てください(あおぞら銀行前エレベーター以外は搬入出に利用できません)。
- ・ あおぞら銀行前エレベーターは、搬入搬出専用エレベーターではありません。通行者優先ですので、搬入・搬出時の利用許可を得ている場合でも作業を中断するなどし、独占的に利用をしないで下さい。
- ・ 物品の搬入・搬出の際は通行者の安全確保を最優先し、搬入・搬出経路および会場の床・壁面・ドア・手摺等に養生をしてください。また、荷物を通路部分(床の白い部分)・階段・出入口付近に放置したり、長時間ドアを開けたままにしないでください。

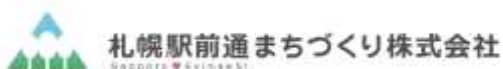
■設営・養生について■

- ・ 憩いの空間は、通路側から少なくとも1m以上は来場者が立ち止れるスペースを作ってください。状況に応じて更に壁側に下げる等し、通路上(白いタイル部分)に来場者が立ち止まらないようにしてください。また隣のブースとの間は50cm以上空けて設営してください。
- ・ 重量物および床との接触面が硬い、または鋭利である物を展示する場合や汚損の恐れがある場合は床面及び設置面の養生が必要です。
- ・ 貸出備品の上に展示物を設置する場合は軽量な物に限ります。
- ・ 施設・設備・備品・天井・床・壁等へのテープ貼りやピン・釘打ち等直接加工は出来ません。ピクチャーレールフックをご用意しておりますのでご相談ください。
- ・ 非常口・避難通路・消火栓・防火シャッター下降部分周辺、その他防災設備等の付近に設営資材の集積及び物品の保管等はしないでください。安全確保のため、避難経路は必ず確保してください。
- ・ 通行者、来場者、他の利用者に支障がでないよう、ゆとりのある設営を心がけて下さい。
- ・ 歩行専用部分への設備・備品などの設置やの監視カメラの死角になるようなレイアウトは出来ません。
- ・ 備品等の配置については、消火器や施錠部を塞がないようにしてください。
- ・ 消火器は通路から必ず見えるように設営し、通路から常に取りに行けるようにしてください。
- ・ 憩いの空間でののぼりの設置は1本までです。
- ・ 床の加重制限は1,000kg/m²です。

■清掃・原状復帰■

- ・ **利用者は、利用後に広場および貸出備品を原状に復帰する義務を負うものとします。**
- ・ 万が一、施設・設備および貸出備品の破損・傷の付着・着色等が確認された場合は、補修工事費用実費をご請求させていただきます。
- ・ 利用内容に応じて、**広場全体及び周辺も含めて清掃を行ってください**(清掃範囲については、当社と協議の上、決定するものとします)。
- ・ 利用時に会場内で発生したゴミについては、当日全て持ち帰ってください(トイレ内のゴミ箱には捨てないでください)。

お問い合わせ先 札幌駅前通地下広場 指定管理者



〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌駅前藤井ビル8階 TEL011-211-6406 FAX011-211-6408